

第2回会議資料



(仮称) 千葉ニュータウン中央駅圏
複合施設愛称検討委員会

～募集方法から決定方法まで～

【報告】

1) 第1回会議での決定事項について

【決定した事項】

- ・愛称とする区域 → 事業区域全域
- ・選考方法 → 作品は一般公募し、委員会で選考する
- ・募集範囲①年齢要件 → 設けない
- ②住所要件 → 市内在住・在勤・在学の方
- ・募集内容①収集方法（電子申請） → 市ホームページ、LINE、X（旧ツイッター）
"（応募用紙） → 各支所、公民館、図書館で投函の他、持参、郵送
- ②募集期間 → 令和5年12月15日～令和6年1月15日
※募集作品数により延長の場合あり
- ③募集要件 → 作品の必須要件として、愛称名（ふりがな）、考案理由・意味、※文字制限は行わない。著作権等の注意喚起は、要領に記述

【報告】

1) 第1回会議での決定事項について（続き）

③募集要件 → 応募者必須要件として、氏名（ふりがな）、生年月日、住所、連絡先（電話・メールアドレス）

※応募者が未成年である場合の保護者同意は不要

④募集点数 → 1人1点

・応募作品の絞り込み → 1次審査として委員1人につき3点をノミネート

【持ち帰りとなった案件】

・応募作品の絞り込み → 最終選考を委員会で行うか、投票によって決定するか

【議事】

1) 愛称の募集方法について

(電子媒体)

→ 市ホームページ、LINE、X (旧ツイッター)、スクリレ

(紙媒体)

→ 市広報紙、チラシ

※上記のそれぞれに2次元コードを付与

※チラシの裏面に募集用紙を備え、チラシ配布場所には、専用の投函箱を設置

- 周知の内容

複合施設のイメージ画像や施設の概要説明を付記

- 周知場所の追加 → 印西市観光情報館 (イオン内)

【議事】

2) 愛称の決定方法について

委員会で決定する場合

- ①事務局から公募された作品リストを各委員へ送付
- ↓
- ②応募された作品の選考（選考数は委員1人3点までと決定済み）
- ↓
- ③選考作品を返信用封筒で事務局へ送付
- ↓
- ④次回の会議時に各委員からの選考結果を集計、報告
- ↓
- ⑤最終候補作品を委員会で決定
【委員会で決定した自治体】
和光市、藤沢市、香取市、茅ヶ崎市

投票とする場合

- ①～③までは同左
- ↓
- ④次回の会議時に各委員からの選考結果を集計、報告、投票を行う作品数を揃える
- ↓
- ⑤市民投票を実施（期間は約2週間程度）
- ↓
- ⑥投票数が最多となった作品を最終候補作品として計3点を委員会で選考。
【投票を行った自治体】
松戸市(5)、佐倉市(3)、習志野市(7)、安城市(5)

【議事】 ※投票を行う場合

2) - 1 愛称の決定方法について（投票点数について）

投票を行う場合、何点で投票を行うか決定していきます。

事務局案 → 5点（松戸市、安城市）

委員会決定 → 点

【投票点数別の選考方法】

① 1次の委員による3点の選考結果について

ケース1：7人からの収集結果が3点だった場合（全員一致だった場合）



・上記の投票点数で仮に「3点」とした場合は、そのまま投票へ

ケース2：収集結果が6～21点だった場合



・上位3点まで保留。他は上記の投票点数に達するまで委員会内投票で決定

【議事】

2) - 2 愛称の決定方法について（投票者について）

投票を行える範囲等決定していきます。

①投票を行える範囲

事務局案 → 市民限定（理由：投票者の身元などを確認する場合、市外の方では確認出来ないため）

※参考：佐倉市は市内小中学校の児童生徒を対象に投票してもらった

印西市の中央学校給食センターの愛称「コスモスキッチン」も市内の小学

5・6年生を対象に募集して決定。

委員会決定 → 「 」

その他

2) で「**委員会で決定**」とした場合は次の会議で最終選考を行います。

「**投票で行う**」とした場合、1次審査の結果を踏まえ、4) で決定した投票数まで調整を行います。更に投票終了後、会議を開催し、投票結果上位3位までに票差がある場合は、それらを選考結果とし、1～3位が同数の場合は、委員会内で最終選考投票を行い3作品を選考します。

※次回以降の会議は作品候補名が出てしまうので、「非公開」とします。

お忙しい所、ありがとうございました。

